

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和6年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

(単位:人)

区 分	令和6年度						令和5年度					
	競争試験	うち		選考	うち		競争試験	うち		選考	うち	
		女性数	職 員 等		女性数	再任用職員等		女性数	職 員 等		女性数	再任用職員等
一般行政職員	142	66	193	98	58	335	144	78	230	110	95	374
教 員	0	0	449	166	284	449	0	0	535	204	317	535
警 察 官	19	3	20	0	20	39	32	8	25	2	25	57
計	161	69	662	264	362	823	176	86	790	316	437	966

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員（会計年度任用職員）を除いた数です（以下同じ。）。
- 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。
- 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。
- 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

(2) 職員の異動の状況（令和6年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

(単位:人)

区 分		令和6年度		令和5年度	
		異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数
一般行政職員	部 長 級	6	1	20	4
	次 長 級	40	7	62	12
	課 長 級	204	52	248	58
	課長補佐級	402	129	359	129
	係 長 級	365	155	373	147
	一般職員等	400	182	431	197
	計	1,417	526	1,493	547
教 員	校 長	60	22	63	20
	教 頭	114	34	113	43
	教 諭	646	359	596	319
	助教諭等	0	0	0	0
	計	820	415	772	382
警 察 官	警 視	59	1	67	0
	警 部	93	3	98	4
	警 部 補	128	8	16	3
	巡査部長	129	12	11	3
	巡 査 等	135	34	31	12
	計	544	58	223	22

(3) 職員の退職の状況（令和6年度）

(単位:人)

区 分	令和6年度				令和5年度			
	一般行政職員	教 員	警 察 官	計	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
定年退職	55	119	2	176	0	0	0	0
勸奨退職	2	1	0	3	1	0	0	1
早期退職	28	23	0	51	29	24	1	54
普通退職	183	117	37	337	176	134	29	339
分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	2	0	3	1	1	0	2
失 職	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	5	1	0	6	2	3	0	5
計	274	263	39	576	209	162	30	401

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（令和7年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

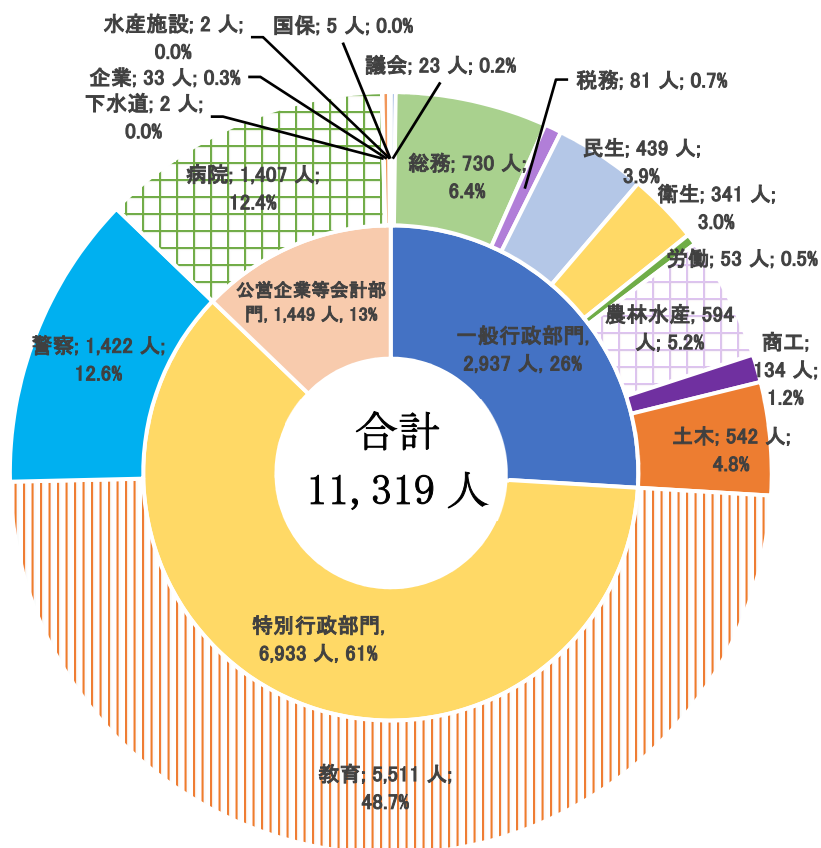
これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的かつ機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分		職 員 数				
部	門	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
一般行政部門	議 会	23人(0)	23人(0)	23人(0)	22人(△1)	23人(1)
	総 務	661人(3)	656人(△5)	669人(13)	720人(51)	730人(10)
	税 務	91人(△4)	83人(△8)	78人(△5)	80人(2)	81人(1)
	民 生	421人(△19)	417人(△4)	429人(12)	428人(△1)	439人(11)
	衛 生	352人(20)	360人(8)	359人(△1)	340人(△19)	341人(1)
	労 働	56人(△2)	54人(△2)	54人(0)	53人(△1)	53人(0)
	農林水産	633人(△4)	631人(△2)	624人(△7)	616人(△8)	594人(△22)
	商 工	139人(△3)	141人(2)	143人(2)	140人(△3)	134人(△6)
特別行政部門	土 木	555人(△5)	543人(△12)	535人(△8)	545人(10)	542人(△3)
	計	2,931人(△14)	2,908人(△23)	2,914人(6)	2,944人(30)	2,937人(△7)
	教 育	6,062人(2)	5,978人(△84)	6,083人(105)	5,573人(△510)	5,511人(△62)
特別行政部門	警 察	1,457人(2)	1,455人(△2)	1,458人(3)	1,438人(△20)	1,422人(△16)
	計	7,519人(4)	7,433人(△86)	7,541人(108)	7,011人(△530)	6,933人(△78)
普通会計計		10,450人(△10)	10,341人(△109)	10,455人(114)	9,955人(△500)	9,870人(△85)
公営企業等 会計部門	病 院	1,341人(41)	1,388人(47)	1,366人(△22)	1,389人(23)	1,407人(18)
	下 水 道	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	企 業	38人(△2)	36人(△2)	36人(0)	33人(△3)	33人(0)
	水産施設	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	国 保	4人(△1)	5人(1)	6人(1)	5人(△1)	5人(0)
合 計	計	1,387人(38)	1,433人(46)	1,412人(△21)	1,431人(19)	1,449人(18)
	[条例定数]	11,837人(28)	11,774人(△63)	11,867人(93)	11,386人(△481)	11,319人(△67)
		[12,002人]	[12,003人]	[11,996人]	[11,995人]	[12,000人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)

令和7年度 部門別職員割合



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由（令和7年4月1日現在）

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部 門		増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	議 会	1	欠員補充による増
	総 務	10	育児休業取得者の増 等
	税 務	1	欠員補充による増
	民 生	11	児童相談所の体制強化による増 等
	衛 生	1	献血運動推進全国大会の準備対応による増 等
	労働	0	
	農林水産	△22	農業改良普及所体制の見直しによる減 等
商 工 土 木	商 工	△6	欠員不補充による減 等
	土 木	△3	業務執行体制の見直しによる減 等
	計	△7	
特政 別部 行門	教 育	△62	定年引上げに伴う退職者増 等
	警 察	△16	欠員不補充による減
	計	△78	
普通会計		△85	
公 会 営 計 企 部 業 業 門 等	病 院	18	診療機能強化に伴う採用増 等
	下 水 道	0	
	企 業	0	
	水 産 施 設	0	
	国 保	0	
	計	18	
合 計		△67	

(6) 職員数の推移

部門別 \ 年度	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	過去5年間の 増減数（率）
一 般 行 政	2,945人	2,931人	2,908人	2,914人	2,944人	2,937人	△8人（△0.03%）
教 育	6,060人	6,062人	5,978人	6,083人	5,573人	5,511人	△549人（△9.0%）
警 察	1,455人	1,457人	1,455人	1,458人	1,438人	1,422人	△33人（△2.3%）
普 通 会 計 計	10,460人	10,450人	10,341人	10,455人	9,955人	9,870人	△590人（△5.6%）
公営企業等会計計	1,349人	1,387人	1,433人	1,412人	1,431人	1,449人	100人（7.4%）
総合計	11,809人	11,837人	11,774人	11,867人	11,386人	11,319人	△490人（△4.1%）

(7) 職級別の職員数の状況（令和7年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

（単位：人）

区 分		令和7年4月1日現在			令和6年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A
一般行政職員	部 長 級	28	6	21.4%	26	7	26.9%
	次 長 級	91	23	25.3%	89	18	20.2%
	課 長 級	505	142	28.1%	506	138	27.3%
	課長補佐級	1,033	388	37.6%	1,043	386	37.0%
	係 長 級	1,232	572	46.4%	1,238	563	45.5%
	一般職員等	2,347	1,422	60.6%	2,325	1,389	59.7%
	計	5,236	2,553	48.8%	5,227	2,501	47.8%
教 員	校 長	199	62	31.2%	199	53	26.6%
	教 頭	253	78	30.8%	249	74	29.7%
	教 諭	4,320	2,317	53.6%	4,388	2,354	53.6%
	助教諭等	106	36	34.0%	106	35	33.0%
	計	4,878	2,493	51.1%	4,942	2,516	50.9%
警 察 官	警 視	60	1	1.7%	62	0	0.0%
	警 部	129	6	4.7%	128	7	5.5%
	警 部 補	308	19	6.2%	312	17	5.4%
	巡 査 部 長	328	42	12.8%	321	40	12.5%
	巡 査 等	380	88	23.2%	394	93	23.6%
	計	1,205	156	12.9%	1,217	157	12.9%
合計		11,319	5,202	46.0%	11,386	5,174	45.4%

(8) フルタイム会計年度任用職員数の状況（令和7年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の人数は次のとおりです。

（単位：人）

区 分	令和7年度		令和6年度	
	職員数	うち 女性数	職員数	うち 女性数
一般行政職員	2	0	1	0
教 員	0	0	0	0
警 察 官	0	0	0	0
普通会計計	2	0	1	0
公営企業等会計計	339	296	334	289
計	341	296	335	289

(9) 等級等ごとの職員数の状況（令和7年4月1日現在）

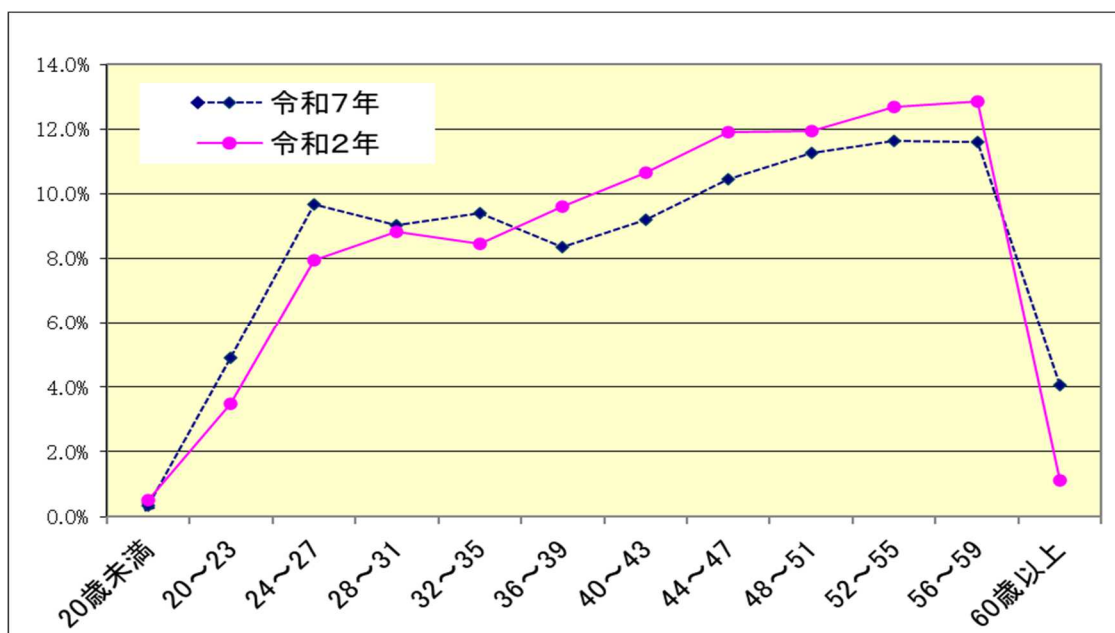
職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）に定める等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員の数公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法第58条の3の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(10) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
令和7年	33人	531人	1,163人	1,033人	1,039人	973人	1,026人	1,174人	1,219人	1,334人	1,242人	521人	11,288人
令和2年 (5年前)	51人	475人	928人	1,034人	967人	1,056人	1,402人	1,315人	1,368人	1,441人	1,459人	187人	11,683人

（注） 会計年度任用職員、臨時的任用職員を含まない人数です。

(11) 障がい者の雇用の状況（令和7年6月1日現在）

区 分	令和7年度				令和6年度			
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
知事部局等	3,822.5人	134.5人	3.52%	2.8%	3,780.0人	132.5人	3.51%	2.8%
身体障がい		実数				実数		
視覚障がい		2人				2人		
聴覚・平衡機能障がい		4人				4人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		0人				0人		
肢体不自由		31人				32人		
内部障がい		21人				24人		
知的障がい		9人				6人		
精神障がい		33人				24人		
教育委員会	5,772.5人	156.5人	2.71%	2.7%	5,063.0人	144.0人	2.84%	2.7%
身体障がい		7人				8人		
視覚障がい		13人				13人		
聴覚・平衡機能障がい		0人				0人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		20人				18人		
肢体不自由		17人				16人		
内部障がい		25人				23人		
知的障がい		46人				37人		
精神障がい								
警察本部	306.0人	9.0人	2.94%	2.8%	312.0人	9.0人	2.88%	2.8%
身体障がい		6人				6人		
視覚障がい		0人				0人		
聴覚・平衡機能障がい		1人				1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		0人				0人		
肢体不自由		2人				2人		
内部障がい		2人				2人		
知的障がい		0人				0人		
精神障がい		1人				1人		
病院局	1,203.5人	34.0人	2.83%	2.8%	1,001.0人	29.0人	2.90%	2.8%
身体障がい		29人				25人		
視覚障がい		0人				0人		
聴覚・平衡機能障がい		1人				1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい		0人				0人		
肢体不自由		9人				8人		
内部障がい		3人				3人		
知的障がい		0人				0人		
精神障がい		16人				13人		

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

3 職員数には、会計年度任用職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。

4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）、重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者である特定短時間勤務職員（1週間の勤務時間が10時間以上20時間未満である常時勤務する職員）にあつては0.5人に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。

面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（令和7年4月1日現在）

区 分	具 体 的 な 取 組			
	一般行政職員	会計年度任用職員	教員（学校事務職員を含む。）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員を除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	全職員（評価基準日に在籍していない職員を除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価期間における勤務期間が3月に満たない教職員等を除く。）	全職員（地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等を除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	再度の任用を行う際の判断に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映